委　託　契　約　書

長野県企業局川中島水道管理事務所長○○○○（以下「委託者」という。）と○○○○（以下「受託者」という。）は次の条項により、浄化槽保守管理業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第１条の２　受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第２条　委託業務の名称、箇所及び内容は、次のとおりとする。

(1)　業務の名称　　令和５年度浄化槽保守管理業務

(2)　業務の箇所　　長野県企業局川中島庁舎（長野市川中島町四ツ屋１００）

(3)　業務の内容　　別紙仕様書に記載のとおりとする。

（履行期間）

第３条　委託業務の履行期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

（委託料）

第４条　委託料は、○○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円）

（契約保証金）

<u>契約保証金納付の場合</u>

第５条 受託者は、契約保証金 ○○○円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

２　委託者は、第７条第２項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

<u>契約保証金納付を免除する場合</u>

第５条　契約保証金は、○○○円とし、その納付を免除する。

但し、受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付するものとする。

（委託業務の処理方法等）

第６条 受託者は、別添仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。また、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第７条　受託者は、毎月の委託業務の処理内容について、業務実施後 10 日以内に業務報告書を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の報告書の提出があったときは、その検査を 10 日以内に行うものとする。

３　受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

４　前２項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第８条　委託者は、前条の規定による報告書等の提出を受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

２　委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 30 日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が 30 日を超えた日に満了したものとみなす。

（権利義務の譲渡、承継）

第９条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の禁止）

第 10 条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（損害の負担）

第 11 条　受託者が、業務の実施にあたり受託者の責に帰すべき理由により委託者並びに第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の義務を負うものとする。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合はこの限りでないものとする。

（契約内容の変更）

第 12 条　委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

２　前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

３　委託者は、第１項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第 13 条　委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1)　受託者が、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2)　受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3)　前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第 13 条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第13条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第14条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第７条第１項に規定する期限までに業務報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は業務報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第８条第１項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第13条から第13条の３までの規定により契約が解除されたときは、第５条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

４　委託者は、前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

５　受託者は、第１項又は第３項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第15条　受託者は、第13条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第16条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行あたり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第17条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（特記事項）

第18条　本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、委託者・受託者の双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくもの

として取り扱う。

（A）この契約の締結を称するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。
（B）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（A）は紙の契約書を作成する場合、（B）は電子契約を行う場合に使用する。

令和５年４月３日

委託者　　住　　所　長野市川中島町四ツ屋 100
職・氏名　長野県企業局川中島水道管理事務所
所　長

受託者　　住　　所
法 人 名
代表者職・氏名